

第九回 参議院地方行政委員会會議録第十号

公聴会

昭和二十五年十二月六日(水曜日)午前十一時二十一分開会

本日の会議に付した事件

○地方公務員法案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方公務員法案について地方行政委員会の公聴会を開会いたします。

公聴会の開会に当りまして一言御挨拶を申し上げます。今期国会に政府より提出いたしました地方公務員法案はその第一條に書いてございますように、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、給與、服務、福祉及び利益の保護等、人事行政に関する根本基準を確立することによりまして、地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を保障し、以て地方自治の本旨の實現に資することを目的とする極めて重要な内容を持つ法案であります。我が参議院の地方行政委員会におきましては、連日或いは単独に或いは他の関係委員会と連合いたしまして、本法案の審議を進めて参りましたが、この法案の重要性に鑑みまして、昨日及び本日(同日)に亘りこの公聴会を開いて、本法案によつて直接影響を受けられる関係にあるかた々の代表者、このよう

がたは、その公述によりまして国会の審議に協力して頂くお立場にあられるのでありますから、時間の許します限り忌憚ない御意見をお述べ願ひます。時間は大体十五分程度と御承知を願ひます。なお公述が終りました後に各委員から質問がございましたら、お答えをお願いいたします。本日は皆様御多忙の中を特にお差繰り御列席下さいましたことを、委員一同に代りまして厚く御礼申し上げます。以上御挨拶を申し上げます。

それでは佐藤和三郎君お願いをいたします。佐藤君は全国市長会の理事でいらつしやいまして、宇都宮市長をい

たされております。○公述人(佐藤和三郎君) それでは一応私の意見を申述べさせて頂きたいと存じます。

今回国会において御審議されております地方公務員法の問題であります。これは私どもとしては原則的に賛成であります。国家公務員法と同様にそれは作られるべきであつたのではなからうかというふうには実は考えておるわけでありまして、ただ一部の條項その他につきましては異論があるわけですから、原則的にはこの法律案というものが成立することは地方公務員のためにも必要であらうというふうには考えております。ただ問題になりますのは、職員

の通り国家公務員と違ひまして、国家公務員は御承知の通り国民全体の奉仕者であるという考えになるわけであり

ますが、地方公務員は御承知の通り一局部の奉仕者であるという建前からするならば、一応禁止規定は、制限的な禁止でないのじやなからうかという

ようなことが考えられるわけでありま

す。要するにその地域以外の政治活動

というものはこれは現在下においては

当然であらうと私は思います。又外交

権、或いは国協権と申しますか、そうい

うものに対する緩和があつたらどうか

ということも考えますけれども、原案

通りで十分運営が付くというふうには

○委員長(岡本愛祐君) どうも有難うございました。御質問はございませんか。どうぞ……

○竹中七郎君 今の選挙の制限の範囲

ですが、その範囲が市町村程度でやる

か、学区程度でやるか、或いは県単位

でやるのか、この関係はどういうふう

にお考えになつておりますか。

○公述人(佐藤和三郎君) お答え申上

げたいと存じますが、只今の職場と申

しますか、結局県の吏員は県全体を地

域とする奉仕者ということになる、

他の県でなければ運動はできないとい

う結果にならうかと思ひますが、それ

をもう少し拡張いたしましたとして、いわ

ゆる職場の勤務地域と申しますか、その

程度でいいんじやないかということも

考えるのであります。結局まあ県の地

方事務所は勤めておると、その地方事

務所の区域は禁止される。その他の地

方事務所の管内においては差支えない

のじやないかということも考えるわけ

です。ただその場合は、県庁の然らば

本部におきましては、これは全般の關係にな

おきましては、これは全般の關係にな

つて非常なむずかしい問題になるかも

知れませんが、その關係はどういうふ

うに調整するか、ちよつと私もあれで

すが、むずかしいのじやないかと思ひ

ます。

○竹中七郎君 佐藤さんにお聞きしま

すが、実は一番問題になるのは中小学

校の先生の選挙運動というものが非常

に問題になつておりますが、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

区制がいいのか、この問題に

対しまして学区制がいいのか或いは市

町村制がいいか、どちらがいいか、この点はどういうふうにお考えになりますか。

○公述人(佐藤和三郎君) それは、教員の関係はちよつとなか／＼むずかしい問題であります。これはやはり御承知の通り通学区域が大体よその県もきまつておる。だういふと存じますか、私どものほうの県でも通学区域といふものが限定されておる。その区域以外のものは高等学校等には入れないといふことになりまします。その通学区域に限定されればいいじゃないか。通学区域以外のところには差支えないといふことではないか、かように考えております。

○小笠原三男君 それに関連して伺いますが、三十六條の政治活動の禁止或いは制限の條項中に、こうしてはならん、こうしてはならんといふことを決めたあとに、その他條例を以て如何ようにも制限乃至禁止ができるように法案がなつておる。まだ聞いてみませんけれども、政府の理由は、地方自治の特殊性とか多様性とかいふことを強調するあまり、條例に任せるというふうになつたのかどうか、まあ推測しておるわけですが、憲法上の基本的な選挙の権利を市町村の條例等で如何ようにもできるのだと、こういう立法について如何お考えになるか。却つて市長なら市長、或いは市会なら市会が困り、或いは紛糾させられる、摩擦を生ずるというふうな場合も具体的にはあるのじゃないか。私の意見としては憲法を成り立てておる基本的な主権在民の立場における選挙活動の権利なので、法律よりも下の立場に立つ條例で法律同様、或いは法

律以上に自由な規定を設けるといふことは如何かという意見を持つてゐるのと、お伺いします。

○公述人(佐藤和三郎君) 只今の御質問に對しましてお答え申します。條例で定める政治的行為といふ規定がございますが、その通りでありまして、ただ問題は條例と申しまして、この法案の通過された場合になります。この法の趣旨に反するそれ以上出過ぎた條例といふものはできないんじやないか。その範圍におけるまあ細目と申しますか、ということになりまして、それを逸脱した條例といふものは、これは條例が法律違反になるということになるかと思ひます。又そういう範圍において條例が作られるものであるといふふうにお考えになりますので、御心配はないんじやないかといふふうに一応考えております。

○小笠原三男君 そうなればいいのですが、関係法規としては公職選挙法という取締規定ができておるわけですね。そういうものと抵触し、或いはその関係法規から見ても行過ぎたりするやうな條例等が或いは誰が発議してもいいです。それから出て、論争の種になつて、余り小さな行政区域の自治団体は困るのじやないか、こういうふうな考えで実はお聞きしたのであります。

○公述人(佐藤和三郎君) 御承知の通り條例は議会の議決を経なければならぬことになるわけですね。地方單獨で出すわけにも参らんわけは皆さん御承知の通りであります。従ひまして現在の地方議会におきまして各派より出しておるわけでありまして、十分その点は従来行過ぎの條例も聞かあつたように知つておりますけれども、逐次その

点は正されつつありますことは、皆さんも御承知の通りであらうと思ひます。従ひまして、多少行過ぎの條例等は今後やはり御検討を願ふことになりまして、更に第二回の来年行われようとする地方議会の議員、ます／＼民主化されつつあるわけでありまして、その御心配は今のところ私としては差支えないではなからうかといふふうに考えておるのであります。

○中田吉雄君 佐藤さんはいつ御当選ですか。

○公述人(佐藤和三郎君) 私は昭和二十二年の八月十五日でございます。

○中田吉雄君 そうしますと、佐藤さんが市長に當選されてから、衆議院の選挙、参議院選挙、教育委員の選挙等が實際数回に亘つて行われておるわけですが、あなたの市役所の公務員各位がですね、その三つの大きな選挙に際しまして、政治的な活動を制限しなくてはならんやうな、そういうことは市役所の市政というものが推進できんやうな過失を犯したかどうかといふやうな、實際具体的な三つの選挙を通じての御感想をお伺いしたい。

○公述人(佐藤和三郎君) これはちよつとその前提を私も申上げないと、只今の御質問にお答え申上げたと思ひます。私が市長になりましたときには、非常に革新的な申しますか、そういうふうであつたわけですね。私のほうの職員組合はさうな関係がありまして、いわゆる勤務時間であらうと何であらうと、政治活動をやつておつたのです。そういう状況の下に選挙も行われておつたわけですね。何回か行われてお

りました。そういうことは現に公僕觀念を失墜するのではなからうか。何回か注意いたしました。現在では正されつつあります。さういふことであります。で、問題は従来の一部の何といふますか、革新的な申しますか、仕事上の嫌いな理窟ばかり達者な者です。な。(笑)もうかうかたに大体まとめられて参つて来たといふことは甚だ遺憾であつたと思ひます。やはり皆の意見を聞き、而も自分の義務だけは完全に果して、而も先ほど申しましたやうなことに於いて自分の立場を十分に果すといふことに逐次なりつつあるわけですね。で、今のところ今年或いは昨年の選挙といふものにつきましては、少しもトラブルは見られなかつたわけでありまして。

○中田吉雄君 非常に参考になりましたが、そうしますと、今度の公務員法が出ておりますやうな極端な制限規定でなしにでも、勤務時間中とか、或いは勤務場所とか、或いは職権を利用したとかいふやうな制限規定でも十分防止できるとはお思ひになりますか。

○公述人(佐藤和三郎君) 先ほど私が申しました通り、そういうふうには多少の制限で運営が十分であらうといふふうに私は考えるわけですね。

○中田吉雄君 わかりました。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに御質問ございませんか。……それは次に移ります。河野益夫君。河野君は都市交通の代表であられます。

○公述人(河野益夫君) 御紹介にあずかりました都市交通の河野益夫でございます。すでに皆さん御存じだと思います

が、都市交通は六大都市を初めとして、札幌、函館から南は九州の熊本、鹿児島に至ります間の地方公共団体が経営している交通でございます。これは昨日も我々と同じ立場に立つております公共団体に使用せられております職員として、自治協働のかた並びに日教組のかた、更に一般労働者として水道関係のかた、こういうかたが公述されたように承つておるのではありませんが、本日もあつて公述される東京都労連のかた、同じやうに地方公共団体に使用されております五つの組合の一つでございます。そこで私たちはこの地方公務員法に關しまして、基本的に共通した問題として、二つの大きな主張を従来やつて来たわけでありまして、一つは、政治活動の自由といふことであり、他の一つは、労働基本権を確立する、こういう問題でございます。

第一の政治活動の自由については、これは申すまでもなく憲法の認める基本的な権利でございます。我々公務員といへども当然この政治活動の自由は與えらるべきである、私たちはかように考えておるわけでありまして、ところが法案の三十六條によりまして、この自由であるべき政治活動が殆んど禁止的な制限を受けておるわけでございます。昨日も自治協働のかた並びに日教組のかたがこの点に触れられたと思ひますが、我々も都市交通といたしましては、同じ立場でこの禁止的な制限に對して私たちは反対せざるを得ないのでございます。

次に労働基本権の確立という問題でございますが、これは私たちは基本的に公務員ではあつても、労働者であるといふ考え方を持つておるわけであり

りまして、そういうことは現に公僕觀念を失墜するのではなからうか。何回か注意いたしました。現在では正されつつあります。さういふことであります。で、問題は従来の一部の何といふますか、革新的な申しますか、仕事上の嫌いな理窟ばかり達者な者です。な。(笑)もうかうかたに大体まとめられて参つて来たといふことは甚だ遺憾であつたと思ひます。やはり皆の意見を聞き、而も自分の義務だけは完全に果して、而も先ほど申しましたやうなことに於いて自分の立場を十分に果すといふことに逐次なりつつあるわけですね。で、今のところ今年或いは昨年の選挙といふものにつきましては、少しもトラブルは見られなかつたわけでありまして。

ます。その限りにおきまして、労働基本権としての団結権、団体交渉権、労働協約を締結する権利、こうした権利の確立をいたしたい、かように考えまして、この権利の確立の關係について、私たちは三つの案で確立してまいりたいというのを従来主張して来たのであります。先程申しました自治労働協会の案とか、日教組の案とか、或いは交通、水道の案とか、或いは都労連の案とか、こういうふうな仕事がいりいりと違つておるわけでありまして、私も、先ず一般行政事務を担当してゐる職員につきましては、地方公務員法の中で、こういった権利を確立して頂きたい、教育職員につきましては、これは行政職員とは少しく性格が違つておるのであります。更に官公私立といふ／＼な形で異なつて来ております。而も教育に携つておるといふ点におきまして、一般行政職員とは相当な隔たりがあるわけでありまして、これらの点についても完全な労働基本権を確立して頂きたい。それからもう一つの形は、これは私たち都市交通職員全員もそうでありまして、水道とか或いはガス、電気、こういった公営企業に勤めてゐる者は勿論のこと、一番末端におります現業職員についてもこれは全然別個な法律で、地方公務員の枠外において労働基本権を確立すべきである、私たちはかように考へて来たわけでありまして、そこでこの法案を五十二條から以下の法案について見ますと、これは私たちの従来主張して来た点は、全然認められて来ていないわけなんです。僅かに附則の二十項につきまして、公営企業だけの職員は、身分取扱事項と組織、会計経理に關する法律と併せて別個な法律で律するまでは従前の通りにするということが謳われているだけでありまして、一般の職員並びに教育職員、或いは現業職員については、そういう点が全然触れられていないというふうな考へるのであります。この公営企業職員の除外に對する点につきましては、後ほど都市交通という立場からいふ／＼と申述べたいと思ひますが、それ以外の一般の行政職員、教育職員並びに現業職員について申しますと、殆んど国家公務員法をそのまま地方公務員法の中に持つて来て律した、いわば国家公務員法の模倣であるといふふうな印象が非常に強いのであります。現在の国家公務員法は御存じの通り、二十三年の舊国会で、マ元帥の書簡によりまして、政令二百一十号が出ましたが、それに基礎を置きまして改正されたものであります。當時のマ元帥の書簡が出た當時の情勢といふものと、現在の情勢といふものとの間に我々は非常に大きな差違の存することを認めてゐるわけでありまして、私たちは當時の情勢を十分批判検討いたしました。御存じの通り、本日只今の總評議會に、我々の民主的労組の見解を一致せしめまして、これを結集体として私たちは動いて来てゐるわけでありまして、堅実な歩調をとつてゐると我々は自信を持つてゐる次第であります。それにいかかわらず、その情勢を全然考慮に入れずに、而も地方行政といふものと、国の立場と多少のそこに差違があるといふふうなことをも考慮に入れずに、殆んど国家公務員法をそのまま地方公務員法の中に持つて来て律しようとしてゐる。こういう

う点につきまして、結局我々の従来言つて来ました労働基本権といふものは殆んど確立されてゐない。こういう点につきまして私たちは反対の立場をとつてゐるわけでありまして、具体的の條文について申上げるのが、一番いいわけでありまして、恐らくこの点は昨日の自治労働協会の案なり、日教組の案なりから具体的に御指摘願ふたことと思ひますので、私のほうにいたしましては省略させて頂きまして、都市交通といひまして少しく御意見を申し上げたいと思ふのであります。

これは附則の二十項に關する問題でございまして、極く一部に、公営企業等の職員も一般公務員と平等に取扱ふべきだといふ、これは極く僅かの意見だと思ひますが、そういう意見がありまして、先般衆議院で公聴会が行われまして、そのときにも、そういう意見があつたように私たちは聞いてゐるわけでありまして、そこでこれはこういう意見に對しては、私たちは絶対に先ほども申しました原則の立場から立ちまして、反対の立場をとつておりますので、この点について少しく申述べたいと思ふのであります。

私たちの本来の交通事業といふものは、現在におきまして日本の交通事業を、担当してゐるのは、海の方は別といたしまして、陸上交通におきましては国鉄と私鉄と私の方の都市交通、この三つが現在の交通事業を担当してゐるのであります。私たちはこの交通事業をたとへて経営主体が地方公共団体であつても、この経営してゐる交通事業は行政事務ではないといふふうな私たちは考へてゐるのであります。そのサービスを提供するといふ点においては国鉄のやつてゐる交通事業、私鉄のやつてゐる交通事業と何らその間に異りがない。ただ経営主体が地方公共団体であるといふだけのことであつて、我々の働いております実態は住民に對してサービスを提供するといふ点においては殆んど異りがない。而も例へば例を東京都にとつて見ますと、東京都の道路には現在私鉄のバスと公営、都営のバスとが入り混れて競争をしてゐるわけでありまして、私鉄のバスの職員には労働基本権が與えられてゐる。制限付ではありますけれども、労働法によつて制限されておられますけれども、ストライキもできるやうになつてゐるわけでありまして、併し都営の職員には全然そういう権利が與えられてゐないのです。それから又東京の中心部を通過しております地下鉄の職員と大阪の中心部を通過する地下鉄の職員とを考へて見ますと、東京の地下鉄の職員には制限付ではありますけれども、罷業権がありますけれども、大阪の地下鉄の職員には全然そういうものは與えられてゐない。更にもう一つの例を申し上げますと、広島や福岡の市内を通過する電車がありまして、この広島、福岡の市内を通過する電車は罷業権まで持つてゐる。ところが又とか仙台の市内を走つてゐる電車には一切そういう権利が與えられてゐない。こういうふうな同じやうに住民に對する交通サービスといふものをやつておられるが、而も労働の内容は全く同じであるにもかかわらず労働権といふものの相違が出て来てゐる。これはまあ只今私たちにつきましては政令二百一十号がありまして、この政令二百一十号によつてそういうことが

禁止されてゐる。こういう立場にありまして、私たちはこれは政令に關する限り止むを得ないものであるといふふうには考へるのであります。この政令二百一十号が国家公務員法の制定と同時に政令二百一十号が廢止される、又今度地方公務員法の制定に關してその適用を受ける者については政令二百一十号が廢止されるといふふうな順次廢止されて行つておるわけでありまして、私ども、我々の場合そういう国鉄、私鉄といふ關係から考へて見ました場合、政令二百一十号が廢止される場合、廢止される場合には当然国鉄や私鉄の諸君と同じやうな労働権が確立されるであらうといふことを確信してゐる次第であります。そういうやうな意味におきまして、附則二十項の意義を私たちはそういう意味に了解してゐるわけでありまして、これに對して一本にして地方公務員としてくるという意見もあつたので、この点一言我々の意見として申し上げたいと思ひます。更に又経営者が同じ地方公共団体であるとはいひながら、御存じのやうに私たちの担当する経済は全然地方財政法によりまして別経済とされてゐるわけでありまして、そういう一方が行政費關係の普通經濟におきましては住民の地方税を主たる財源として賄われてゐるが、我々のほうは地方税に全く關係のない独立採算的な運営体として国鉄や私鉄と同じやうにその損益に對する企業責任といふものが負はれてゐるのです。こういう点から言つても、私たちは地方公務員法で交通従業員或いは水道従業員、こういうたものを律するといふ点については、反対の

態度をとつて来たわけでありましたが、法案を見ますと、その点は一応将来の問題として残しておるわけでありますが、これは我々の確信している、その法律による労働権の確立ということが恐らく含まれているというふうに考えますので、その意味におきましては、我々はこの附則二十項に對して一応賛意を表したいと思つております。

それからこれは果して次に公聴会が開れるかどうかわかりませんが、我々の非常に関心を持つておる点について希望的條件を申上げて私の意見としたいと思つておりますが、今まで見られなかつた地方公營企業の組織を変更する、或いは会計經理の制度を変更するというふうなことが附則二十項でそれを予定しておるような書き方がされておるわけでありまして、これは非常に重要な問題でございまして、私たちは戦後におきまして、労働組合といったしまして交通事業の目標というものを、荒廃した事業を復興させるということと、戦時目的のためにゆがめられた交通政策というものを民主化するという点に重点を置きまして、その立場から協力態勢を整えて来たわけであります。併しともかく今こういう段階にまで復興ができたところまで来ての問題といたしましては、どうしてこれから能率的な経営をして、真にサービス機關として住民の満足する機關にするということが現在取上げられてゐる目標になつてゐるわけでありまして、ところがこの法案の附則は、それを予定いたしましたのでありませうか、公企業の組織、会計經理を変えるということを暗示しておるわけでありまして、そこで私たちはそういう現在の能率的経営

という立場から眺めて来た場合におきまして、現在のような行政組織の枠内でこれを経営して行くということについては、もう限界点に達しておるといふことを従来痛感いたしまして、再三我々の意見を関係筋に申述べて来たわけでありまして、そこで現在の行政組織の枠内に行われております企業といったしましては、非常にいわゆるお役所仕事といひますか、非常に非能率でありまして、決して住民に納得を與えるような経営がなされてないものであります。そこで絶えず私鉄、国鉄と都市交通、そういつた三者が競争しておる所におきましては、都市交通は絶えず競争に負けておるといふうな現象も現れておるわけでありまして、そこで又最近こゝういつた点につきましては、いろいろな方面から地方公営企業のあり方についていろ／＼な重要な意見が提案されております。学識経験者は勿論、そういつた事務を担当しておる部局の人からも、いろ／＼な意見が述べられて来ておりますけれども、私たちは若し將來こゝういふうな法案の附則に従つてそういつた点に觸れる法案が出る場合には、私たちは少くとも国鉄のような公共企業体をとることが真に住民に對する利益になるのだ、行政組織の枠内においてやつておつたのでは、決して能率化されるものでないということをお私たちが痛感しておりますので、こゝういふ点に關しまして真に能率的運営をやるために、こゝういふうな申述ぶる機会があるかどうかかわかりませんので、こゝういつた点を一言希望條件として申上げまして、附則二十項によつて公営企業に對する特別措置をとることの妥當であるといふ点、それから一般

的には甚だ抽象的でありましたが、労働基本権の確立、政治活動の自由が確立されていないという点において一般的には反対である。こういう意見を申上げまして私の公述といたしたいと思います。

○委員長(岡本愛祐君) 有難うございました。御質問願います。

○竹中七郎君 ちよつと伺いますが、あなたはこの頃ずつと選挙をやられまして、都市交通として、いろ／＼政党がありすが、その政党の支持というものはどこをやられたですか。

○公述人(河野益夫君) 都市交通といましては社会党を支持いたしました。

○竹中七郎君 次に伺いますが、地方公共団体の経営しております交通事業それから私鉄、国鉄とこうありますが、そういたしましたというとき、あなたのは国鉄に近いほうに行きたいとこうおつしやいますのでございますか。

○公述人(河野益夫君) 今の御質問は二通りあるように考えますが、一つは企業の状態を国鉄と同じようにするのとかという御質問のようでもあり、又我々の労働関係を律する法律を国鉄と同じにするのかというふうな二つの御質問のようを受取るわけですが、先ず企業形態の問題といたしましては、私たちが先ほど申しましたように、この交通事業、公営の交通事業を能率的に経営するという点から見ました場合には、現在のようない行政の枠内では駄目だ。これはやはり国鉄のように公共企業体に切替えることが一番能率の運営に望ましいのではないかと。それから労働関係につきましては、国鉄と他の都

市交通の事業とを考えてみますと、その公益性の程度といえますか、公共性の程度といえますか、その重要度は確かに国鉄のほうが高いというふうに考えるわけです。更に地方的に見ました場合に、私鉄の公共性というものよりも遙かに我々のほうが少ない点があるのじやないかと、かように思うわけです。そういつた点から見まして、私たちはやはり国鉄、私鉄、こういつたものとの、国鉄通りでもなく、私鉄通りでもないというその中間的な労働関係の律し方というものが我々として考えられて来た従来の線だ、かように思います。

○竹中七郎君 私鉄が東京都へ入つておると、あなたのほうは都電でやつておられる、こういうことになりましたが、そこで片方は労働権を発揮しておるが、片方はない、こういうことにつきまして経済的に考えましても、一つは何といえますか、経済的に何とか確立せられると思つてサービスせられる、あなたのほうでは経済的には必ずしもそうあせらないでもいいという非常にハンディキャップがあるわけですね。そうしてまあ私鉄のほうでは、都電は都民のためによくサービスをするという確たるものがあるが、私鉄のほうには、私鉄がいろいろの困るといふときには都のほうから我々の交通に入られ、ては困るというようないつの拒否権といふものがあるが、あなたのほうは絶対そういふことができないから、そこに差があつてもいいじやないかと我々考えますが、その点はまあ素人がやりますことですけれども、専門家のあなたはどうお考えになりますか。

○公進人(河野益夫君) こういつた事

業は、公營事業というのは大体独占的な傾向を持つておるようであります。が、私たちは能率的経営を主張するために、例えばこの地方公共団体がやつておる事業を、これを私鉄のように会社にして経営するのがいいということとは全然我々としてはそういう考え方を持つていないわけです。で、やはりこれは住民に対するサービスという点に重点を置いた公的な経営でなければいけないということを我々感じておるわけです。その点から行きますと、例えば交通政策というものが収益主義に立つておるか、或いは都民に対するサービスを中心に営利主義でない経営方針に立つておるかという点において私鉄の経営というものと我々の経営というものが非常に違ふと思います。そこで国鉄のように公共企業体にした場合には、その能率的な経営ができると同時に、住民に対するサービスというものもいわゆる営利主義に走らないサービスができるのじやないか、こういう観点から、只今申上げました公共企業体の立場に立つてやる、こういうことを私ども主張しておるわけなんです。

○竹中七郎君　まあ只今の例を引いて置きたいのですが、只今は都民のサービスのためにやつておるので、若しもあなたのとこでストライキなんかをおやりになったときには誰が一番困るかという、都民ですね。都民が困るのだが、そういうことをやつていいか悪いかということはどういうふうにお考えになりますか。

○公進人(河野益夫君)　私たちの申上げますのは、ストライキ権を行使するということと、基本的にそういう権

利を持つておるところの問題については我々は又別な考え方を持つておるわけでありまして、基本的には例えばアメリカなんかの話を聞きますと、その権利は認めていられるけれども、行使するということは別問題である。我々組合はそういうふうな考え方でおるわけでありまして、ストライキに対して都民が迷惑するという点につきましては、私鉄の場合には迷惑はかからないで都民の場合には都民に迷惑がかかるという点にはならないのじゃないか、その点は両者同じ道路の上に同じようにバスが通つておる場合には、それは私鉄がやつてもやはり都民に対する迷惑というものは同じようにかかつて来る。その点においてその取扱方というものは私鉄と同じように取扱われなければならぬのじゃないか。私はこういうふうに考えます。

○竹中七郎君 私たちはそういうふうな考えなのですが、違つておるに考えますが、そうして今の行政権があるが、行使せんといふことを認めるならば法律なんか要らないので、皆義務とか権利でやればいいのでありますが、そこにはいろいろ問題があるからこういう問題が起つて来ると思ひますが、皆さんが行使権を持つておると、併しそこにいる／＼なことをやらないで自分たちの交渉その他で、交渉なり或いは申合せなりこういうもので解決せられるというところが一番いいので、あなたがたの首脳者のかたがたがいろいろ／＼そういうことをやらなかつたら、こういう法案が出て来た道に言つて、考えられますが、こんなことはないでしょうかね。

○公進人(河野益夫君) 私達は決して

争議を好むものではないわけですが、それでやはり労働組合の権利を確立して頂くと同時に、調停の制度、或いは裁定の制度、こういうたもので、或いは紛争の処理機関、こういうたもので紛争を処理して行きたいというのが我々の念願でありまして、どうしても解決できないというふうな場合には、我々の主張の正しさというものをやはり輿論に訴えるより仕方がないと思つておるわけでありまして、そこへ行くまでの我々の立場としては調停、仲裁、労働協約の締結権、或いは調停、仲裁の制度、こういった制度を是非とも一つお認め願ひたい、かように考えるわけでありまして。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに御質問ありませんか。それじや有難うございまして。午前の人はそれでこれで終りました。休憩いたします。午後一時十分から再開いたします。

午後一時五十分開会

○委員長(岡本愛祐君) これより公聴会を再開いたします。芝田長太郎君にお願いいたします。芝田君は神戸市従業員組合の執行委員長であられます。

○公進人(芝田長太郎君) 私は只今御紹介にあずかりました神戸市従業員組合の委員長を務めております芝田であります。なお私は只今より意見を申し上げます。これは、まず大阪市従業員組合、大阪府土木従業員組合、この三つの組合の意見として申し上げます。かように存じます。

まず、一般職員から眺めたときに我々従業員といひましては、勿論教育程度も低い、又法律的にも何んら明る

くない。知能的には劣つてゐる、そういう点があつて言へると思つております。それでまず我々はこの度の政府の原案による地公法に対しては全面的に反対したい、かように申し上げたいのであります。一応私が今から申し上げる意見を取入れて頂いて修正といひましようか、修正意見で以て申し上げたいかように存じます。

まず私も現業員の立場というものはどういふものであるか、この実態を率直に申し上げたいかように存じます。その種別を挙げて見ると、我々現業員の中におきまして、第一番に土木、道路の舗装、コンクリートをやつたり、又はアスファルトを塗つたり、又はあらゆる復興方面についてまず肉体的に働いてゐるのが土木の現状の姿であります。そこで第二番に清掃であります。清掃につきましてはまず皆さんも御承知か知れませんが、一応尾籠な話になりますが、あの人糞をたぐといひまして、それに汲み込んで、そして担つてトラックに担いで上げて、トラックに入れて行くという、そのたぐの重さは十六貫あります。その重たいものを担つたり汲み取つたりやつたりしてゐるんです。又もう一方には下水を掃除したり、又大きな川の中を掃除したりするのが清掃の、つまり作業員と申しまして、これが現業の姿であります。続いて山林方面におきましては山の木を古いやつをぶち切りまして、又は新しい苗を植えたり、砂防工事をやつたり、且つ又ダムを造つたりする、そういう力の仕事であります。そして次に我々の仲間でも区役所の使丁諸君は公文書を普通の郵便配

達のごとくあちらこちらに文書を交付して廻る。あらゆる書類を溜めて車に積んで、車を引きずりながら運搬してゐるというのが区役所使丁の現状であります。又学校の使丁にいたしてもその通り、区役所の使丁に似た仕事を種々やつております。かような観点に立ちまして、我々としては一般職員はすべて行政任命権がありますが、我々現業員につきましてはそういう任命権というものは全然ないわけでありまして、そこで先ず我々の上司におきましては、部長、係長、その命令によつて我々は仕事を完全にやつて行くというのが実際の現業員の実態でございます。そこでまずこの度の地公法のこの政府原案によりますと、一応我々現業員を切離して別個に考えるという案が出てゐるのであります。が、先ず私はここで率直に申し上げたいことは、一応我々のこの問題を公企業体に準じた、性格の異なる同じような公営企業体に似たような仕事をやつてゐるのであります。そこで先ず政府の言われる通りここに切離して考えたいことがどうも私は納得できない。と申しますのは、一応国家公務員法の現業員と、そしてこの度地方公務員法の案を作つておられて、そこから単純労働者を引離して国家公務員法の現業員と関連させて別個に考えるというやうな言葉が入つてゐるわけでありまして、これは誠に描いた餅のごとく、我々はどうもこの点納得し難い。この場合においてどうかそれは一切離してやはり公営企業体と何ら性格の違つてゐない我々の現状でありますから、これはあくまでも地方公務員法上り枠外に置いて頂きたいというのが我

私の考え方でありまして。そこでまずこれを戦前当時から比べて見ますと、我々としては戦前当時は皆様も御承知の通り、軍閥、財閥の華やかなりし頃、我々はただ命令せられて牛馬のごとくただ黙々とつむいて働いた、それが本當の戦前当時の実態でありましたが、このたび終戦後、先ず以て我々のボツダム宣言に伴ひましてここに労働組合法というものを設けて頂いて、そのなかで先ず組合法に許されたる三原則、即ち団体交渉権又は協約権、罷業権この三つの獲得をいたしまして、私どもは終戦後或る一部の極左があつたのであります。が、我々はそういうこととはなくして、あくまでも民主的に合法組合とし、且つ又合法的に正しく持つて行きたい、健全なる組合として組織を持ちたいというのが我々の信念であります。それで先ずどうしてこの既得権をやはり従前通りに置いて頂くことが一番我々の念願するところでありまして。先ず以てこれを今の政府原案による、かような悪法を頭から拒否した場合には、当然我々としても戦前のごとく、又より強く、より以上の奴隷に扱われる憂えもあると言わざるを得ないのであります。そこで私はあくまでもこの問題は別個に単純労働者として取扱つて頂きたいというのが私の望むところでありまして、どうか行政委員長初め各委員の先生方におかれまして、私の今申し上げたこの意見を十分に御配慮願ひまして、どうか正しく御審議せられんことを切にお願いするわけでありまして。

そこで先ずどうしてもこの法案を立法せねばならないというやうな観点に立つならば、先ず以て政令二百一十号

のまゝの姿で別個に検討をせられ、それを置くならば政令二百一号のままで我々は續いて貰いたい、かように思うのが私のお願いであります。どうかよろしく皆さまにおかれましてはこの点を御推察下さいましてよろしくお願いいたします。一応公述人といつたしまして、私の意見を終りたい、かように存じます。まだ申上げたいことがありますが、どうやら時間が制限せられるような状態でありまして、御質問によりましてお答え申上げたい。かように存じます。

○委員長(岡本愛祐君) 有難うございました。御質問を願います。

○安井謙君 政令二百一号に比べまして、今度のはどういつた点がいかんというお考えですか。

○公述人(芝田長太郎君) 今度の点は先ずどうしても私は現在の政府原案でやられた場合には、前に私が申上げましたように、これは戦前当時のやはり奴隷化されるのじやないかという思いが一つと、どうしても現在この法律を政府原案通りに立法せねばいけないという観点にある場合には、現在の二百一号のその政令によつて別個に切離すまで置いて頂きたいというのが私の今申上げたような状態でありまして。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに御質問ございせんか。それでは有難うございました。

次に河野平次君にお願いいたします。河野君は東京都労働組合連合会の委員長をしておられます。

○公述人(河野平次君) 私は今御紹介を頂きました東京都労働組合連合会の委員長をやつております河野と申します。公述を申上げます前に先ず私と

もの団体構成の内容について御参考までに申上げて置きたいと思つたのです。私ども東京都労働組合連合会と申しますのは、東京都の職員のうち警察、消防を除いた全部の職員を以て構成いたしております。その単位労働組合といつたしましては、公立学校の教職員が教員組合として存立しております。それから水道関係の従業員約三千名、それが水道従業員の組合、それから都電、都バスとの関係の組合が東京都市交通労働組合といふことで一万一千ほどの組合員を擁しております。それを除く全部が東京都職員労働組合と申しまして、これが三万五千ほどの組合員を擁しております。この四つの職種別と申しますか、業種別と申しますか、そういう関係において単位組合がそれぞれ構成せられ、それが連合組織となつてゐるのが東京都労働組合連合会といふことに相成つてゐるわけでありまして。

そこで昨日から今日の公聴会において、昨日は教員組合代表のかたと水道従業員組合の代表のかたと、又更に自治労協と申しまして、先ほど申しました東京都という、東京都職員労働組合の關係のかたと公述をせられました。本日は交通関係の河野さんが、更に又東京都の職員労働組合のうちの約三割五分を占めるいわゆる現業関係の立場から只今芝田さんが御意見を披露されました。そういうふうになつて、私ども都労働のそれ、の單組といふものは、そういう形において殆んど全部それ、の立場から御意見が述べられてゐるのであります。従ひまして私は私どものほうの組織がそういう関係でありますので、総合的な立

場から一応意見を申述べ、更に若干各條章に亘つて希望を申述べたいと思つたのであります。

總論的にこれを申上げますと、私も一昨年七月二十二日にマツカール元帥の指示によりまして、同月末には政令二百一号ができた、續いて国家公務員法の改正となり、更に又国鉄、専売等に関しましてはいわゆる公企労法といふものが制定され、これを實施せられるに及んだのであります。私どもは当時日本の労働運動が共産党の暴力革命の予行演習的な形において行われたあの不健全な運動といふものに對しましては、私ども自身の立場から強く排撃、指彈して参りました。そういうような情勢の中にあつて我々の立場から行くと、国家公務員法の改正の問題にいたしまして、或いは公企労法の問題にいたしまして、根本的には反對の態度をとつて参つたのであります。もとより地方公務員法の制定の問題につきましても、そういう立場から過去二年に亘つて反對の運動を續けて参りました。そういう意味から申しますと、今日この地方公務員法を制定されるといふことに對しまして、私どもは基本的には制定反對といふことであります。なぜ制定反對かと申しますれば、これは贅言をする必要もなからうかとも思いますが、要するに總括的に申上げますと、我々の労働基本権といふものが根本から覆へされるという点にあるわけでありまして。そういう立場から、我々はこういう法案の制定に對しては反對であるといふことであります。併し我々もその基本的な主張といふものと、現実の我が国の情勢といふものの間には不幸にして大

な懸隔のあることを認めざるを得ないのであります。そういう立場から申しまして、私どもはこういう労働者の基本権を奪おうとするのがとき憲法に對しては反對であるといふ基本線をあくまで堅持しつつ、そういう私どもの主張が實現されるまでの間に於ける一つの改善策として、今日この地方公務員法案について、できるだけ我々の意見といふものをこの中に織り込んで制定されなくてはならないと、こういう観点から意見を申上げたと思つたのであります。多くの私どもと同じような立場における諸君によつて発言されておりますように、何と申しまして、この法案の我が方が特に指摘しなければならぬ点といたしまして、この團結権、それから団体交渉権、更に団体協約の締結権、これを根本から奪つていふところの法第五十五條の問題がその一点であります。これによりまして、地方公共団体の当局と交渉することとを妨げないといふ非常に微温的な規定になつております。そして而もそれが団体協約を締結する権利を含むものではないといふことを規定してゐるのであります。元來労働問題について、相手方と折衝するに當つて、對等の地位を認めず、而も調停された事項に對して何らのそれが履行するところの強い裏付もないような話合いが、幾ら回を重ねたところで本當に正しいものはその中から生まれようはずがないのであります。曾て政令二百一号が出る前におきましては、私ども東京都におきまして、当局との間に労働協約を締結いたしました。それで職員の方、給與その他の労働條件についてつまびらかに協定し、それを忠実に両者

とも履行されて参つた。その相互契約の裏付といたしまして、一面においては産業平和を確保するといふ條文もとりあつたわけでありまして、私どもは一方において当局側に対してそういう従業員の方、給與その他の條件に對して保障を與えしむると同時に、我々の果すべき責任も責任を持つて履行するのであります。ところがあの政令二百一号が出るや、その政令によつてこゝろは一際消滅されたといふことを当局側から通告を受けました。併し法律上の立場からは仮にそうであつたとしても、現実には東京都においては、そういう立派な運用をして来たといふ事実を鑑みまして、法律の如何にかかわらず我が東京都においては從來通りの取扱ひをして行こうといふことで、法律上における団体協約といふものとは、事實上においてはできませぬけれども、事実上においてはそういう取扱ひをして来ておるというのが現状であります。かくのごとくいたしまして、何も暴力的な、破壊的な労働運動を事とする団体を相手とする場合において別といたしまして、少くとも真に堅実なる、まじめな建設的な運動を推し進めて行こう、その建設的な労働運動の中から職員全体の利益を確保して行こうといふ、こういう行き方こそが今日の日本にとつて最も重要なものでなければならぬと私どもは確信してゐるのであります。而も、多くの相手方、一部の反動的な資本家、或いは當事者の中には、そうでない便乗的な類の諸君もあるかも知れませんが、そういうまじめな考え方をもちて日本の再建に相携

えて邁進しようとしておる現状におきまして、殊更にこのように労働者自身の基本権を剝奪して、何か一方的に押し付け行政を行なわなければならないというがごとき、時代に逆行する方法を講ずるがごとき必要は毫末も私どもとしては認められないのであります。或いは言うかも知れませんが、この国家公務員法によつて、或いは地方公務員法によつて、職員身分、給與、その他の條件を保障し、保護する目的を持つておるんだと、併しながら、私どもがここで強調いたしますまでもなく、今までの事例に徴しても明らかでありまして、去年の暮でしたか、人事院から七百七十七円のベース・アップの勧告が国会及び政府に対して行われました。又今年の八月九日にも、人事院から同じく八百五十八円のベース・アップの勧告が行われております。或いは又、国鉄におきましては、調停、或いは仲裁委員会の裁定によつてそれ／＼問題の結論が出されております。而も国鉄の場合におきましては、公企労法第三十五條によつて、仲裁委員会の裁定に対しては、両当事者共に最終的なものとして、これに従わなければならないということを義務付けられております。然るにかかわらず、現状は果してどうでありましょう。国家におきましては、法律を守ることにおいてみずから範を垂れなければならない政府におきまして、この二回に亘る人事院の給與ベース・アップの勧告に対して、果して今日、どういふ態度をとつておるでありましょう。或いは又、国鉄の仲裁委員会の裁定に対して、国鉄当局及び政府当局は果してどうい

う態度をとつておるでありましょう。こういうふうにいまして私どものこの労働基本権というものを、国家公務員法、或いは公企労法、地方公務員法によつて、それ／＼極度の制約を加へつつ、その代償として人事院を通じて、それらの職員の身分待遇、給與といふようなものについて、保障し、保護するのだと言いつつ、半面においてかゝる今日のような現行法であります。こういう一方において手も足も出ないようになり、縛り付けておいて、そうして当然行ふべき約束をしておきながら、それを現実に履行しない、こういうことでは如何に立派な法律を作つても全然死文に化してしまふ、私どもは残念ながらこういうような本當に、我々にとつて将来信頼することのできないような幾多の事例を見せつけられておるのであります。そういう観点から立ちますと、今度の地方公務員法等につきましても、非常に大きな懸念を持たざるを得ないのであります。而も国家公務員法の第二十八條には、給料の増減についてはそれ／＼人事院はその当事者に対して議会及びその長に対して勧告をしなければならないというように規定されておるのであります。地方公務員法案におきましては勧告することができるといふことで、これは義務付けではない、したければするもいし、したくなければしなくてもよいという結論になる。勧告をしななければならないという義務付けによつて勧告されたものに対する結果がどうであるかといふことについてさへ先ほど申し上げた通りであるにもかかわらず、地方公務員法においては義務付けさえしていない、非

常に微温的だと言わなければならないと思うのであります。そういう点から申しまして、私どもはやはり当局との間の交渉というもののについては、これはあくまで対等の立場に立つて交渉する。そうしてその交渉する権利と、又交渉によつて成立したところのものを団体協約として文書によつてはつきりと履行する。それが両者共に忠実に履行する義務を持つものであるという形にして置かなければ、我々としては到底安心することはできない。こういう考えを持つたためにこの五十五條の点については我々の今申し上げたような権利を強く挿入して貰わなければならないと思つておるのであります。これは公企業関係、教員関係、単純勞務関係、これらについてはあとで申し上げますが、今申し上げたのは一般行政職員の立場に対して申し上げたことであるといふことを附加して置きたいと思つておる。その次には、政治活動の極度の制限の問題であります。これも先ほど大阪の河野さんが言われましたように、我々の政治活動の自由というものは憲法によつて保障された当然の権利である。従いまして、我々地方公務員であることには間違いありません。けれどもその半面において労働者であることにも又間違いありません。先般来まで日本に駐在されておつたイギリス代表パトリック・ショウ氏が、自分はイギリスの役人であると同時にイギリスの一労働者である。従つて自分はイギリスの役人としての任務を果さなければならぬことは勿論であるが、同時に又労働者としての権利を強調する権利があるといふことを言つたといわれておるのであります。私は誠に至言であると思

うのであります。そういう観点から申しまして、私どもは公務員であつたといつても、我々に與へべき権利といふものは当然與へられなければならない。もとより我々は政治活動の自由があるからと申しまして、その政治活動といふものの實際の自由の行使に當りましては、大いに考えなければならぬ点が多々あることは申すまでもありません。例えば特定政党の利益のためにその公務員の地位を利用したり、或いは利用されたり、さうなことは厳に戒められなければならないことは申上げるまでもありません。そういうことばかりでなく、公務員としてそれ／＼果すべき多くの義務がありまして、それらの義務は何もこういう画一的な法律によつて一々規定されましてもなく、それ／＼の地方庁或いは地方公共団体において、就業規則、又は服務規律といふものが制定され、その中にそういう必要なきが／＼と明記されておるのであります。そういう規定或いは條例によつて私どもの公務員としての義務づけは立派に行われて来ておるのであります。必ずしも事情が同一でない地方公共団体全体に対して画一的に律するといふことは不適当であらうかと思つておる。その次には、先ほど申しました教職員、それから單純勞務者、それから公企業関係のものに若干触れたいと思つておる。この地方財政法第六條に規定する公企業体に対して、これを公企業体のそのほうの組織、或いはその他の関係と共に特別立法によつて、これらの公務員を律するようにしようといふことを附則二十項において規定されておりますことは、私どもこの條文

に對しましては賛意を表します。ただこの点につきましては立法技術上或いは不可能なことも知れませんが、すけれども、これが果していつどういふ方法でやるんだといふことをはつきりと明記することが規定上できないとするならば、それを委員会において政府の言葉を取る、取るばかりでなしに早急にこれが實現方に御盡力を煩わしたいと思つておる。それから單純勞務者の関係につきましては先程芝田君も申されました通り、これは東京都の関係におきましては交通、水道、教職員を除いたその他の公務員の三割五分を占めております。これらの職員が一般地方公務員法によつて律せられることの如何に矛盾であるかといふことについては、多くの人が前から續々説明されたところでありまして、それを省略いたします。従いまして私どもの切なる要望を御了承頂きて、そして第五十七條にあるこの條文を削除いたしまして、これを第三條の特別職扱いにして頂きたいといふことであります。そしてこれも早急にこれらの單純勞務者諸君に適用する單獨立法の措置を講じて頂くといふことであります。教職員の問題につきましても、これも教育業務という特殊な性質上から見まして、これも一般行政職員と同様の取扱をするといふことは、如何にも機械的でありまして、これは教職員に適用するに適切な法律を新たに制定いたしまして、その法律を適用するべきであるといふことを強く申し上げたいと思つておる。大体以上であります。ただこの教員の問題につきましては、この六月の参議院選挙以来何か教職員の政治的活

動に對してとかく批判というよりも、私立どもの立場から率直な言葉でいうと、反動的な意見／＼な意見が見受けられるのでありますが、これは誠に身勝手な反動的な意見だと私も思ふので、そういう意味における特別立法であつたのではそれは何ら意味がないので、これもやはり公企業等に準ずる形における特別立法措置というものが講ぜられなければならないというところを特にお願いしたいと思ふのであります。大變時間が超過いたしましたようですから、一応これで説明を終ります。

○委員長(岡本愛祐君) 有難うございました。御質問を願います。ございせんか……。

それでは次に田中二郎君にお願いをいたします。田中君は東京大学の教授でいられます。

○公述人(田中二郎君) 只今御紹介頂きました田中君でございます。実は私はこの地方公務員法の立案の過程において、多少意見を述べた機会を持ちましたので、今ここにでき上りましたもの大綱につきましては、大体賛意を表するものであります。ただ法案になつて出て参りましたものを見まして、三、四いろ／＼の点で意見を持つておりますので、その点をここで申上げてみたいと存じます。

先ず一般的な問題といたしまして、地方自治法の附則に地方公務員法がもつと早く制定されることが約束されております。それが法律の規定に反して今日まで延び／＼になつておりますことは、私は立法府の立場から申しまして非常に遺憾な点であらうと思ひます。地方公務員の現地の身分關係が

なり不明確な状態のままに長く放置されておりますことは非常に遺憾でありまして、この公務員法ができましたことは、私は法律制度全体を確立する上から申しまして、非常に喜ばしいことと思ひます。ただこの法律には同時に考えられなければならない公共企業職員の身分取扱ひに関する法律案でありまして、その他若干関係法令もあらうと思ひますが、それらの法令が同時に審議される運びに至りませんことは、これ又非常に遺憾だと思ひます。できるだけ早くそれらの法令が全部整備されて、地方公務員の身分關係、法律上の地位というものが明確になりまことを希望いたします。

次に、全体に関する問題といたしまして、この地方公務員法案では大体において国家公務員法に定められております内容を地方公務員に当てはめて、国が一律に、画一的に定めておられる点がかなり汎汎に亘るようと思ひます。それらの点の中にはもう少し地方団体の自主性を尊重して、地方団体で自由に定めることができるという余地を残すことが地方自治の本旨に合するゆえんではないか。そういう意味で多少考慮に値する点があるのではなからうかと思ひます。

それから次に内容について申しますと、この地方公務員法では地方公務員の範圍をどこにとるかという点について、明確な規定を欠いております。国家公務員法では御承知の通り、およそ国の事務に従事し、国の給與を受ける者はすべて公務員であるという考え方をとり、そしてその具体的な範圍は人事院がこれをきめるというようにいたしました。私も考へて、国家公

務員として国家公務員法の全面的な規制を受けることの決して適当とはいえないもので、国家公務員として全面的な法の統制を受けるということになつております。地方公務員の場合には大體地方公務員の範圍を一応予定しておいて、従来雇用契約的な關係に立つ者と考へられた者について、すべて地方公務員としてこの法律を全面的に被せて行かうという考へ方であらうと思ひますが、その地方公務員の概念そのものをもう少し明確にする、そうしてその面から雇用契約的な關係に立つ者については、公務員外に置くという考へ方が一つ成立つのではないかと、こ

う考へるのであります。併し国家公務員法の建前と地方公務員法の建前とが、そう其い違つて困るということではあります。この地方公務員法の定められておる一般職と特別職との關係において、その特別職に加えるべき範圍をもつと広くとる。又地方の実情によつては、地方によつて特別職にすることができるといふ範圍を更に別に置くといふことも一つの立法方式ではないかと、こ

う考へます。国家公務員法でも、地方公務員法でも大體において任用によるものと雇用の關係に立つものとを區別しておるようと思ひますが、その雇用契約的な關係に立つものについては、仮に何か別の法律的な規制が必要であるといつたとしても、この公務員法の定めておられます全面的なコントロールを加えて行く必要があるかどうかという点については非常に疑問に思ひます。先ほど單純労働者といふことをおつた方がありましたが、その意味での單純労働者が雇用契約的な關係に立つものといふことをお

考へになつておりますといつたしましたならば、第三條の第三項の六号というように限定した形でなく、もつと広く雇用契約的な關係に立つものについて、特別職としての扱いをして行くというのが一つの行き方ではないか、こ

う考へます。次に内容の第二の問題といたしまして、人事機關として人事委員会、公平委員会という制度を設けておりますことは私も賛成であります。これによつて地方公務員の身分なり地位なり、待遇なりを保障して行かうという考へ方は適當だと思ひますが、併しこの人事機關が設けられまして、地方で果して十分にその使命を果すことができるかといふ点については、若干疑問を持たざるを得ないのです。地方におきましてはワンマンが認められるという場合がかなり多いように思ひます。そういう点を考へますと、これらの機關が一層明白に、それから独立して職務を行はせることができるということを明確にされる必要があるのではなからうか、こ

ういふ点を一つの点として指摘しておきたいと思ひます。それから内容の第三点といたしまして、この法律案の中には、任用の方法とか研修とかについていろ／＼規定がされております。この地方団体の事務が今後いよいよ拡大強化され、地方団体の職員にいよいよ有能な人材が必要だといふ場合に、ここに挙げられておりますような任用の方法で、果して本當の意味での人材を登用することができるといふ点になりますと、私は若干疑問なきを得ないのです。現在の国家公務員法におきまして、その任用制度、特にその試験制度が現在行われて

おりますが、その試験制度そのものには私は疑問を持つております。それと同じような試験制度が全般的に広く採用されるといふことにつきましては、私個人の意見としては賛成できないのであります。と同時にその任用に當りましては、固なり他の地方公共団体との間の協力關係というものが定められておりますが、一層その協力の關係を實際に推進して、広く地方公共団体の間で人事の交流もでき、又研修の上においても相互に協力できる態勢を作り、地方団体に入つた人がその地方団

体だけで埋れてしまふといふことのないように、積極的な方策を講ずるといふことが、今後の地方団体に真の人材を取入れて行く上の必要な方法ではないかと、こ

う考へます。この法律の中にも恐らくそういう趣旨で規定が設けられておるだらうと思ひますし、實際には運営の問題にならうと思ひますが、個々の団体が個々の団体だけでそれをやろうとしてもなかなか実行できない。その協力の態勢が一層明確に法文の中に現われるということが望ましいのではないかと考へます。次に、第四の問題としまして、給與の關係とか、共済制度の關係とか、退職年金等の關係につきましては、法律上にそれを保障しようという意圖を以ていろ／＼規定が設けられております。これらの点につきましては、勿論地方の實際の事情によつていろ／＼違ひます。違ひますが、殊に共済制度とか、退職年金というような制度を、個々の市町村、府県はともかくといつたしまして、個々の市町村で果して十分にその実を擧げることができるといふ点になりま

思うのであります。むしろ各市町村が相協力し、相結合して、そういう制度を合理的に構成し運用するということ、初めてその目的を果し得るのではないかと。そういう点の考慮がまだこの法案では十分に果されてないのではなからうかという感じがします。給與の問題につきましても、勿論地方の実情によつて、非常に多くを必要とするところもありましようし、又必ずしもその必要のないところもあるだろうと思ひます。併し一般的にこの法案にとられております国家公務員、或いは他の地方団体の公務員との比較等を挙げておきますことは、これは一応止むを得ないといひまして、その前提として私の考えますところは、現在国家公務員に対して、地方公務員が当然低くかるべきだといふ考え方が中央官庁の方面に強いように思ひますが、私の考えではむしろ逆で、中央の官庁にある人についてはいろいろほかの機会があり得る。地方ではこれからの機会がよい人をたくさん採つて行かなければならぬといふ場合には、むしろ人員は少くしても、給與の点においてはより一層よくするといふくらい頭の頭で問題を考へ、現在の給與制度を考へて行くといふことが必要だと思ひます。その点では、法案自体の問題ではありませんが、給與制度を考へる場合の考え方として、地方公務員は国家公務員に比べて低くかるべきだといふ前提、或いはせいで、それに同格に持つて行くべきものだといふ考え方、これは訂正を要する点ではないかと、こう考えます。

次に、第五の問題といひまして、公務員の政治活動の禁止につきましても、その見地から、給與、待遇その他の点

は、いろいろの御意見であらうと思ひます。併し私は、公務員が公務員としての政治的中立性を保つて行くという見地からの政治活動の制限を受けなければならぬといふことは、或る程度これは止むを得ないのではないかと、こう考えます。勿論教育公務員等については、当然特例が認められて然るべきだと思ひますが、一般行政職員につきましても、その政治活動の制限が定められるといふことは、公務員の本質からいひまして当然のことではないかと思ひます。併し、現在の国家公務員法が定めております政治活動の禁止、並びに特に人事院規則によつて定めております制限は強きに失する。これは公務員の政治活動は一切禁止するということになつておりますが、それは行過ぎであり、又人事院規則として果して憲法に適合するものであるかどうかといふ点について疑問を持たざるを得ないと思ひます。その点は、国家公務員法の公聴会の際にも申上げた点であります。

それから地方公務員の労働基本権の問題であります。地方公務員は公務員であると同時に労働者であるといふ意味で労働基本権を主張される、これは一つの理窟ではあります。私は、労働者であると同時に公務員である。公務員として全体への奉仕者であるといふ身分からして、当然にそれは制限を受けるということにならざるを得ないのではないかと。併し、その制限を十分放し、その生活に対する保障が十分でないといふことは、公務員の公務員としての職務を十分に盡さしめるゆゑんでないといふことを考えます。その見地から、給與、待遇その他の点

において十分にその公務員としての体面を維持し、その仕事を公正に行うことが出来るような措置を講じて行く必要がある、こういうふうな考えです。その措置がこの法律案の中には若干考慮されておりますが、それが果して十分であるかどうか。これは国家公務員法の公聴会の際にも申上げました。具體的にどういふ措置がとられるべきかといふ点については十分の研究を要しますが、その点について立法当局におかれまして一段と考慮して頂きたい、こう考えます。

最後に一つ、国家公務員と地方公務員との関係につきましても、現在は地方公務員は地方公務員、国家公務員は国家公務員といふことで立法されておりますが、私の考えといひましては、国家公務員も地方公務員も、若し本當に適當な人を得、又地方的にのみ片寄らないで全国的視野を持つた人が地方に入つて、地方の行政をやり得るというふうな態勢をとることが実質的には必要ではないか。そういう見地からいひますと、例えば恩給制度とか、共済制度とか、退職年金制度とか、そういういたものとも関連いたしまして、相互の交流とか関連とかを法規の中に示すことも一つ考えらるべき点ではないかと、こういうふうな考えであります。

なおいろいろ問題があるかと思ひますが、主な感じました点を申し上げます。私の意見を果したいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) どうも有難うございました。御質問をお願いいたします。

○安井謙君 只今のお話で、任用関係者と雇用関係者を区別して扱ふほうが妥當であらうというお話があつたのですが、その場合、政治活動の問題と労働条件の問題があると思ひますが、それはどちらのほうに重点を置いてお考えになりますか。

○公進人(田中二郎君) 私の考えますところは、どこまで雇用上の関係に立つものかというところに問題があると思ひますが、雇用上の関係に立つものについては、公務員法上の制約といふものは全面的に排除してしまふ。それは待遇の面でも個別的な契約の問題に、又政治活動の制限等については初めから問題にしないという行き方で行くべきではないか。近頃のようにアルバイト学生まで公務員的に考へるという行き方は、何といつても行過ぎではないか。雇用的に一時の労働給付をして、それに対する対価を得るという関係に立つものを、一々公務員として縛つて行くといふことは行過ぎではないか、こういうふうな考へております。両方ともにその関係から外して考へていいのではないかと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに御質問ございましたか。それでは有難うございました。

次に湯川精吉君にお願いします。湯川君は一般応募者であられます。神奈川県小田原市の方であります。

○公進人(湯川精吉君) 只今紹介にあらずからした湯川です。私は法律など余りよくわからないし、ただ今度地方公務員法が制定されて、自分の思つておることを若干述べさせて頂きます。

昭和二十三年国家公務員に対する国家公務員法が成立し、今回殆んど同じ内容の仕事に従事する地方公務員に対して地方公務員法が制定されたことは、當を得たことであり、遅きに過ぎる感があると思ひます。地方公務員法案を通過して、次に述べた事項を法案に十分考慮されれば賛成でありまして、一日も早く参議院を通過し、公布されんことを希望してやまないものであります。

一、人事行政が専門的な知識であり、又公正に行われなければならないとすれば、どうしてもこれを専掌する機関が必要である。この人事行政のための機関が人事委員会であり、人事委員会は担当する人事委員に關しては、国家公務員法第三條第一項は、「この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため人事院を設け、この法律実施の責に任ぜしめる」と規定しているが、ここにいう「その目的」とは即ち法第一條第一項に明らかなるようには、「國民に對し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障する」ことにほかならない。従つて人事院の性格はこの目的を達成するに適切なものでなければならぬのである。人事委員会の性格も人事院の性格と全く同じであると思ひます。人事委員会は共同、又は委託して設置するときは、單獨で設置せらるる人事委員会と對比して考へると、あらゆる分野における活動に相當の制限が加えられることは必至で、委員会としての所期の目的達成は困難になるだらうことが推察されるので、單獨のものを公共団体の財政の許す範囲内でできるだけ多く作ることを望みます。五大都市を人口二十万以上と読み替へた場合、全国では相當数の人事委員会が設置されるので大變望ましいこ

とであるが、半面人口二十万以上の都市で人事委員会を設置するときは、莫大な財政上の支出を余儀なくされ、現在でさえも重税に苦しむ国民に更に重税を課する結果となるとのそしりを受ける虞れがあるが、人事委員会の組織をよく研究し、できるだけ簡素化すれば、現在の財政の範囲内で設置できるものと信ずるものであります。

第七條第一項「都道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十五條第二項の市及び特別市は、條例で人事委員会を置くものとす。」を「都道府県及び人口二十万以上の都市は、條例で人事委員会を置くものとす。」と改めること。

(何)町村に設置される公平委員会は、現行の地方自治法による徴収審査委員会に代り、公務員の不利益処分審査のみ行ふだけとなるが、給與その他公務員の身分保障に関する事項を地方議会に勧告できる権限を與ふこと。

二、国家公務員法における一般職は、広い範囲に認めてあるが、地方公務員法では地方の実情に合うよう審議会の委員、顧問、消防、水防団員のいずれも特別職に入れたこと、即ち一般職の範囲が狭くなり特別職の範囲が広くなつたこと、その趣旨には賛成する者であるが、公務員は全体の奉仕者であつて一部の奉仕者でないという憲法上の原則がある以上、国家公務員法と地方公務員法の一般職と特別職の範囲に著しく相違あるは不可解と思はれるのであるが、国家公務員法も地方公務員法に準拠して改正される意図ありや、なき場合は地方公務員の特別職の範囲を縮められることを望みます。

三、地方公務員の政治活動について

て。政治活動については人事院規則によつて国家公務員に対して詳細に規定された主要点が殆んどそのまま條文にあり、地方公務員は個人としての選挙権の行使のほかに實際上政治活動は全くできないことになつてゐる。この制限が道路建設や清掃作業に従事するいわゆる現業員のように、單に労力を提供するだけの地位の者にも、また全国で約四十万人と推定される地方教職員にもそのまま適用することは誤りでであると思ふ。国家公務員と異り、寄附金等の募集に干與した場合以外には、政治活動を行なつた者に対する罰則がないから、政治活動制限が大幅に国家公務員に比べて緩和されたといつても、当人がそれが間接の原因になつて職を追はれることになれば、實際上禁止であることになり、政党政派の利害を無視し、地方民の意思通り行政運営の任に當るべき行政職員は、その仕事の本質から言つて、その政治活動に或る程度の制限が加えられるのは当然なことである。そういう種類の行政職員の政治活動には或る程度の制限を認めるとしても、それ以外の者には政治活動制限を撤廃するか、或いは大幅に緩和することが妥当である。電気、ガス、水道、交通等の公營事業の職員については、別に特例法で規定することとなつたのは賛意を表する者であるが、仕事の性質から見て制限するべきでない公營事業の職員や、現業員についてであるから、政治活動の制限を完全に撤廃した特例法であることを期待してゐます。これと同時にこれらの公營事業の従業員以外に道路建設や清掃作業の従業員のように行政運営の任にないいわゆる現業員の地位についても、公營

事業の職員についての特例法に含まれることが望ましい。

行政運営の任にない点から見れば、地方教員も行政職員と区別されて然るべきである。学校教育活動の面においては教育基本法その他教育者としての特殊の地位に伴う制約が他の公務員に比べて著しく加へられてゐるのであるから、この教職員としての特殊の地位と、教員個人としての政治活動の自由とが区別されなければ、教職員としての生きる道はないと思ふ。而して地方教職員は道路建設や清掃作業の従業員とは全く異なるものであるから、教職員のみに對して別個の法律を設けるべきであります。併し各選挙の度にこれに見られる地方教員の一部の者の行過ぎによつて、国民から憤りを招くことが往々にあつたが、かかる行為に對してのみの特別の罰則を設け、その個人に對しては教育界から永久に追放すべき措置をとるべきであると思ふ。以上であります。

○委員長(岡本愛祐君) 有難うございまして……。

○相馬助治君 湯川君に二、三点お尋ねしたいと思ふ。あなた論をすつと聞いておりますと、單純労働者であるとか、地方公務員である教職員といふのは特別職に入れる方がよろしい、こういうふうな、具體的内容としては先の公述人である都府連の委員長の河野さんと同様の具體的内容を聞いたのですけれども、その前に總括的におつしやつた話の中に、国家公務員法と見合つて法の建前から国家公務員法が改正にならないならば特別職をもつと狭めて、即ち特別職に

入れるものをもつと少くせよ、こういう意思が表せられておりますが、どちらをあなたは最終的に主張されるものか、改めましてお尋ねして置きたいと思ふ。

○公述人(湯川精吉君) 私の述べた地方教職員の特別法というのは、特別職に入れるという意味ではないのです。別個な法律を作れというのです。

○相馬助治君 それでなくてあなたの話した内容では、特別職を広くしなればならないような話なんです。

○公述人(湯川精吉君) ですから、教職員のみに對しては特別法令を以て規定するわけです。

○相馬助治君 それにしても特別職にしろ、特別單獨立法にしろ、特別職と考へるような方向に行けというふうな具體的内容を述べてゐるのです。あなたのお話ではどうですか。これは特別職の方がいいとおつしやつたのです。乃至は特別立法の方がいいとおつしやつたのです。

○公述人(湯川精吉君) 特別立法です。

○相馬助治君 特別立法がいいとおつしやつたのです。ところが国家公務員法と地方公務員法とを對象すれば、この国家公務員法を直せないならば特別職の範囲を狭めるとおつしやつたのです。そうおつしやつたのです。

○公述人(湯川精吉君) つまり大学の教授の場合は国家公務員法に入つておりますが、地方教員の場合は地方公務員であることは変わりありませんが、その地方公務員の中に入れないで、全然別個の身分を作れというのです。

○相馬助治君 ちよつと意見が合わないのですが、湯川君よく聞いて下さい。あの方には別にしまして、国家公務員と地方公務員とを見合つて見て、国家公務員法の條文が直つていかなければ、特別職の範囲を狭めようとおつしやつてゐるのです。

○公述人(湯川精吉君) そうであります。

○相馬助治君 それは最終的にそういう御意思ですか。

○公述人(湯川精吉君) いや、できればやはりそれに準じて改正されることだと思ふのです。どうしてもできないという場合もあるわけですね。そういう場合には国家公務員も地方公務員もとにかく同じような仕事をしていますから、その範囲をできるだけ同じにして貰ひたい。

○相馬助治君 私はそれが問題だと言ふのです。あなたの最終意見としては、地方公務員法の立法に當つては、むしろこの国家公務員の持つ矛盾といふものが、この面で露呈されてゐるから、国家公務員法を直せとあなたはおつしやつたのです。ところが直せないならば、法律をただ突き合わせるといふ意味から折角地方公務員法で直したもので悪いものに右にならへし。これは私はとんでもないことで、若しそういうふうなあなたが公述人として最後までおつしやるならば、議論をしななければならないのですが、御訂正の意思はございませんか。

○公述人(湯川精吉君) つまり地方の実状に合うよう……、人事委員会の委員、そういう者が特別職に入つておりますが、そういう者を削除したらいいだらうと思ふのです。どうしてもいいないという場合には……。

○相馬助治君 湯川君よく聞いてください。公務員法というものは今度こうある、地方公務員法というものが今度こうできた。あなたは特別職、一般職の概念を地方公務員法の方が枠が広がってよろしい、こうおっしゃっているのですね。だから国家公務員法を直さなければならぬというのが第一ですね。

○公述人(湯川精吉君) そうであります。○相馬助治君 そこはつきりしましたね。そうするとこれはあなたは直せ、こうおっしゃった。ところが直せないならば、むしろこれを合うように特別職の幅、範囲を狭めて、これを一緒にして置くというのです。それは同感です、そういう論があるのですから。それは法律の建前から言うところから、公務員法も国家公務員法も同じやと合っているから、法律学者はえてしてそういうことを言うのです。併しあなたは一般公述人ですから、一般国民の意思を代表しているというので、私はその議論は看過できないのです。

○公述人(湯川精吉君) ですから、つまり地方公務員法に準拠して国家公務員法を改正して下されば一番結構です。○相馬助治君 それはわかつております。○公述人(湯川精吉君) それがどうしてもできない場合もあるわけですね。○相馬助治君 構わぬでおいたらどうですか。そうして飽くまで国家公務員法を地方公務員法に近づけるといふことが良心的な立法府の責任なんです。○公述人(湯川精吉君) そうして貰いたいのです。○相馬助治君 差当りは地方公務員の

特別職を狭めてこれと見合え、こうおっしゃったことは御訂正なさいますね。

○公述人(湯川精吉君) それは言い方が悪かったと思います。要するにできれば国家公務員法も、地方公務員法に準拠して直して下さるのがいいと思うのです。

○相馬助治君 わかりました。

第二点は、教員というのはその職能その他から別であるから、これは特別職に入れるべきであり、むしろ進んで単独立法にこれは任せるべきだという御議論は、極めて私進歩的だと思つて敬意を表します。ところがあとで具体的に述べられた中に、一部教職員が選挙等に行過ぎをやつて、そうして世間の頻卑戚足を貰つて、これをとつちめなければならぬ、私も同感です。併しこれは公職選挙法によつてとつちめべきなんです。併し職員なるが故に頻卑戚足を貰うという点であつたは言つていいのだと思つて、教員なるが故にあらう行動はおかしいという実例を私はおしやつていふのだと思つて、そういうふうな意味です。

○公述人(湯川精吉君) ですから、特別法を設けて教職員に対しては全然政治活動の制限を撤廃した方がいいんです。撤廃するから教職員というものは相当教養のある者ですから、撤廃されたことをいいことにして行き過ぎのないように、各個人が選挙、その他の場合に慎んで貰いたいと思うのです。○相馬助治君 わかりました。そうすると、行き過ぎの事例を二、三おしやつてみて下さい。そうでないと議論にならない。例えばこんなことは行き

過ぎである……。

○公述人(湯川精吉君) 例えば小田原

方面で申しますと、学校の先生が自分の児童の自宅を訪問する、こういうことが往々にあるので、併しながらその選挙に立っている人の名前を直接に言うか言わないかはわかりませんが、そういう選挙のいよ／＼追つて来た場合において、非常に家庭訪問することが多くなつて来ています。私の近所では……で考えてみますと、やはり最後にはそこに持つて行くのではないかと私は思ふ。事実そういうのがあります。

○相馬助治君 その場合に家庭訪問をして選挙運動をやつていふのですか、やつていないのですか。

○公述人(湯川精吉君) やつていふの

○相馬助治君 やつていふのは、それはね、公職選挙法の戸別訪問という條項で罰せられるのですよ。私の聞いたのは行き過ぎた教員に対して、特別に立法してこれに罰則を附して罰せとおしやつていふのがわからぬのです。内容がわからないのではないのです。教員には政治活動を全部フリーにしておけという、これがあなたの前段の御議論です。それはほかと違ふから全部フリーにしておけ、その次に今度は行き過ぎた者に対しては罰するようにしておけというならば、法の建前から言へば悪い悪いではないのです。私は賛成しているのではないのです。が、むしろこういう制限をしなければならぬという議論が生れて来るのです。従つて私はあなたの最終意思を聞いていふのです。

○公述人(湯川精吉君) つまり教員に

対しては政治活動の制限を完全に撤廃する。

○相馬助治君 わかつていふ。

○公述人(湯川精吉君) 併し完全に撤廃されたことをいいことにして、教員としての立場を忘れて行き過ぎがあつてはならないと思ふのです。それを言つていふのです。

○相馬助治君 そのときには立法して罰する、罰する方法を考えておけといふのでしよう。

○公述人(湯川精吉君) 私はどういふ立法かわかりませんが、そういうことがないようには條項も或る程度入れたほうがいいのじやないかと思ひます。

○相馬助治君 私はわからなかつたのだと宛を脱がれると困るのですが、併し具体的にどういふことにしておけばよろしいのか、野放しに全部政治活動を自由に與えておいて、但し教職員の立場を忘れて行過ぎたものを罰する條項を書いて置く。そうすると多分こういふことにあなたの意思から言うとなつて、あるかと思ふのですが、教職員が教職員であるみずからの權威を放擲して、その身分を忘れて行動を起したようなものは、行政上罰するといふような條項でも入れればいいのでしようがね。そういう曖昧模範なる條項といふものは事実この立法府においては立法するわけに参らぬですよ。そこで具体的にちよつと聞きたいといふことが一つ、それからあなたが真に主張することは、教職員には政治活動の自由を許せといふ方にウェイトがかかつておるのか、それともそれはそれだけれども、行過ぎのものは罰するといふことを言うておるのか。突を言へば甚だ失礼だが首尾一貫しておらぬ。

○公述人(湯川精吉君) 政治活動の制限は撤廃した方がいいのです。それに對して教員としての身分を忘れないようにやつて貰いたい。罰則を設けるといふことは言い過ぎかも知れませんが、教職員としての身分を忘れないでやつて貰いたいといふことをお願いして貰ふわけですね。

○相馬助治君 どうも苦勞をかけました。従つて教員に対しては政治活動の自由を許そう。そうして道義的に教職員はみずからの地位を忘れずに賢明なる行為をせよ、こういうお話ですね。

○公述人(湯川精吉君) 今言つたのは特別に罰則を設けるといふのは削除いたします。

○相馬助治君 どうも有難う。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに御質問ございませぬか。……どうも有難うございませぬ。

今日お話を頂くはずであつた東京大学の助教授の宮原誠一君は病氣のために棄職をして上れんという電話が来ました。昨日おいでを頂くはずだつた辻清明君も電報が昨日参りまして、病氣で行けない、そういう事情でございませぬ。

○相馬助治君 この際一言、連日に亘つて公述人のかたが貴重な御意見を御聞かせ願ふたことを有難く思ふのですが、これは傍頭に委員長からお話がありましてのですけれども、参議院においては本日は本会議が開かれ、而も重要な委員会が開かれ、個人的な見解を申しては恐縮であります。私なども決算委員会が重大なる証人喚問等が行われていたといふようなわけで、誠に心ならずもこの委員の席に連なることを得なかつたのであります。

て、これはどの委員にしても同じ事情でございます。従いまして委員長はこの事情を勘案されまして、昨日、本日に亘つてこの公述人のかたの貴重なる意見を我々はこの立法に十分反映せしめなければならぬ責任と同時に、この公述されたかたに対する一つの我々は義務を持つて考えておるのです。従いまして、特に速記のほうに連絡をされまして、全文を一日も早く我々の手許に渡るようにお手配を願いたいと思つてあります。不幸にして、全文が渡らない場合におきましては、委員長又別個の方法をとりまして、特に論点となりましたことにつきまして、我々委員に資料として交付されんことをこの際要求しておきたいと思つてあります。

○委員長(岡本愛祐君) 承知いたしました。それではこれで閉会をいたします。公述人のかたにはお忙しいところをお差繰り下さいますして長時間有難うございました。皆様かたの公述は、我々が法案を進めて行く上におきまして非常な参考になりました。誠に有難うございました。

これを以て散会いたします。
午後三時十八分散会
出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
理事 堀 末治君
竹中 七郎君

委員

石村 幸作君
高橋進太郎君
安井 謙君
小笠原三三男君
相馬 助治君

公述人

全国市長会 佐藤和三郎君
事守都宮市長 西郷吉之助君
大阪市長 石川 清一君
交通従業員 河野 益夫君
神戸市従業員 芝田長太郎君
合執行委員長 河野 平次君
東京都労働組合 田中 二郎君
連合会委員長 湯川 精吉君
東京大学教授 小田原郵便局長

十二月五日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、危険物取締條例中一部改正に関する請願(第三三三三号)
- 一、平衡交付金に関する請願(第四三五号)
- 一、地方公務員の給与ベース改訂等に伴う財源措置の請願(第四四二号)
- 一、地方公務員法案に関する請願(第四四五号)
- 一、平衡交付金に関する陳情(第六二二号)

第三百三十三号 昭和二十五年十一月二十八日受理

危険物取締條例中一部改正に関する請願

請願者 東京都中央区京橋三ノ四全日本映写技術者連合会内 齋藤鐵太郎
紹介議員 木内キヤウ君 一松、定吉君

昭和二十三年消防法市町村條例中危険物取締條例の施行によつて、労働基準

法安全衛生規則と全く同様の試験ならびに取締が映写技術者に対して行われようとしてゐるが、これはすでに実施された試験制度の重複となり、無意味であるばかりでなく、手数がかかることであるから、事務処理の簡易化という点から、危険物取締條例中映写技術者に関する項を改正せられたいとの請願。

第四百三十五号 昭和二十五年十一月二十八日受理

平衡交付金に関する請願

請願者 神戸市議會議長 大崎 一郎
紹介議員 松浦 清一君 岡崎 眞一君

今回の地方団体に交付すべき昭和二十五年分の地方財政平衡交付金の仮決金額の算定に関する規則によれば、大都市については、交付基準額が皆無となり、大都市財政は破綻にひんするところになるから、地方財政の確立および地方自治振興の見地より、本年度地方財政平衡交付金の配分決定は、大都市の特殊性を考慮の上、合理的な決定をせられたいとの請願。

第四百四十二号 昭和二十五年十一月二十八日受理

地方公務員の給与ベース改訂等に伴う財源措置の請願

請願者 香川県議會議長 大久 保彰彦
紹介議員 平井 太郎君
政府は、国家公務員の給与ベースのみ引き上げて地方公務員に対しては何等

の考慮が拂われていないことは不合理であるから、地方公務員の給与引上げ、年末手当一箇月分の支給に要する財源の措置を講ぜられたいとの請願。

第四百四十五号 昭和二十五年十一月二十八日受理

地方公務員法案に関する請願

請願者 山口県山口市殿島山口県職員組合内 岡本巧
外三千百九十六名
紹介議員 荒木正三郎君

政府は地方公務員法を制定して、地方公務員の労働組合を否定し、かつ政治活動の自由を奪おうとしているが、これは憲法違反である。政治活動の自由は、地方自治団体の民主化とその職員の生活権を守るために確保されるべきものであるから、地方公務員法制定に当つては、団体交渉権と政治活動の自由を確保されたいとの請願。

第六二二号 昭和二十五年十一月二十八日受理

平衡交付金に関する陳情

陳情者 神奈川県横浜市長 小沢二郎外四名
新税制の実施により地方財政の自主的確立は、経済安定の復興に伴い、大都市の急激な膨脹によつて財政需要がたかまり、その上市民の生活の困窮により予定税収の確保はむずかしく、極めて危険な実状である。しかるに本年度財政交付金の仮決定額の算定規則によると大都市に対する交付基準額は全くなくなるか、または前年度地方配付税ならびに国庫補助金は、はなはだしく減るといふことであるが、これが決定すると大都市の財政は正に破たんした状態となるから、基準財政需要額の算定については大都市の特殊性と、本年度平衡交付金の配分に当つては特別の考慮を拂われたいとの陳情。